

新型コロナウイルス関連情報（４月１日）

○各州等における新型コロナウイルスに関する措置及び感染者数等をお知らせします。

【休館日のお知らせ】

４月２日（金）のグッド・フライデーは休館となりますので、ご注意ください。

【州政府等による措置等のポイント】

（ニューヨーク州）

（１）米国内から NY 州に入る際の移動規制の緩和

・ ４月１日より、移動規制が緩和され、米国内から NY 州に入る際、無症状の旅行者の検査や自主隔離は「義務」ではなくなりました。ただし、３か月以内にワクチンを完全に接種していない場合などは引き続き検査や自主隔離が「推奨」されます。NY 州の非隣接州に 24 時間以上滞在してから NY に入る全ての旅行者はトラベラー・ヘルス・フォームの提出が求められます。隣接州は、ペンシルベニア州、ニュージャージー州、コネチカット州、マサチューセッツ州及びバーモント州です。

一方、海外からの全ての旅行者は、NY 到着時にトラベラー・ヘルス・フォームを提出するとともに、CDC のガイドラインに従い、10 日間の自主隔離に服する、又は NY 到着後 3～5 日以内に検査を受けて陰性の場合、7 日間の自主隔離に服することが義務づけられていますのでご注意ください（ただし、カナダから陸路で NY に入る場合は自主隔離は不要）。

詳細は以下のサイトをご参照ください。

<https://coronavirus.health.ny.gov/covid-19-travel-advisory>

（２）クオモ知事のメッセージ（３月 29 日～４月 1 日）

・ ３月 31 日、30 ドル以下で検査できる簡易検査会場を 4 月 1 日に 25 箇所、4 月中

旬までに州全体で合計 70 箇所オープンすると発表

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-further-expansion-new-york-forward-rapid-test-program-help-economic>

・ ３月 30 日、４月 2 日から、大学スポーツ会場において、1,500 人以上の屋内競技場では 10%、2,500 人以上の屋外競技場では 20%を限度に観客収容が可能と発表。ただし入場者は、直近の PCR 検査の陰性証明やワクチン接種証明等の提示が必要。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-collegiate-sports-can-bring-fans-back-stands-beginning-april-2>

・ ３月 29 日、ロックランド郡にワクチン接種サイトを新設すると発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-state-run-mass-vaccination-site-open-rockland-county>

・ 3月29日、3月30日から30歳以上のすべての住民が、4月6日から16歳以上のすべての住民がワクチン接種可能と発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-new-yorkers-30-years-age-and-older-will-be-eligible-receive-covid-19>

(ニュージャージー州) マーフィー知事のメッセージ (3月29日~4月1日)

・ 3月29日、屋外の集まりに関する人数制限を緩和。詳細は以下のサイトをご参照ください。

- 一般的な屋外での集まりについては、上限を50人から200人に緩和。
- 宗教的、政治的、冠婚葬祭に関する屋外での行事は人数制限なし。
- 大学のスポーツイベントの観客数は、適切なソーシャル・ディスタンスが取れることを条件に200人まで可。
- 2500人以上収容できる会場でのイベントについて、会場が屋外の場合は30%、屋内の場合は20%までの収容人数でイベントを実施可。会場内では6フィート以上の間隔を保ち、マスク等の着用を徹底すること。

<https://covid19.nj.gov/faqs/announcements/all-announcements/governor-murphy-announces-increased-outdoor-gathering-limits-and-increased-capacity-for-large-venues>

(ペンシルベニア州) ウォルフ知事のメッセージ (3月29日~4月1日)

・ 3月31日、ワクチン接種の見通しに関し、同日から法執行職員、消防士、食料品店従業員、食品業・農業従事者、4月5日(月)から接種対象グループの1B、4月12日(月)から1C、4月19日(月)から16歳以上の全ての方を接種対象とすることを発表。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1375>

・ 3月30日、CDCがK-12の学校における対面授業に関し、市中感染が少ない地域においては他者との距離を従前の6フィートではなく3フィートにすることが可能であるとのガイドラインを発表したことにより、州における関連ガイドラインをこれと整合するように更新したほか、サマーキャンプに関するガイダンス(昨夏のガイダンスから大きな変更はなし)を発表。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1373>

(フィラデルフィア市) ケニー市長のメッセージ (3月29日~4月1日)

・ 4月1日、市内におけるワクチン接種について、4月5日(月)から接種対象グループの1Cの一部に拡大する旨を発表。まずは1Cの対象者のうち清掃作業員、建物の守衛、電気・水道事業等の従業員、郵便・荷物配達員を優先し、その他(高等教育機関の教職員、金融機関にて対面業務を行う従業員、空港・鉄道等の従業員、タクシー・ライドシェアの運転士、建設

業・IT・通信・報道・法務・公衆衛生等の従業員）は4月中にも接種対象となるとしている。

<https://www.phila.gov/2021-04-01-city-provides-update-on-covid-19-for-thursday-april-1-2021/>

・3月31日、Paycheck Protection Program (PPP) の申請期限が5月31日(月)まで延長されたこと、米国中小企業庁(SBA)による Shuttered Venue Operators Grant (SVOG) が4月8日(木)より開始されることを発表。

<https://www.phila.gov/2021-03-31-city-provides-update-on-covid-19-for-wednesday-march-31-2021/>

・3月30日、新規感染者数が増加していることを受けて、特に65歳以上の方に対してできる限り早期にワクチン接種を受けることを呼びかけるとともに、市は医療機関等に65歳以上の方への接種を優先するよう求めていることを発表。

<https://www.phila.gov/2021-03-30-city-provides-update-on-covid-19-for-tuesday-march-30-2021/>

・3月29日、North Philadelphia の Esperanza 地区において、連邦政府の支援を受けた2か所目の接種会場を4月5日(月)の週に開設することを発表。具体的な日付については後日公表される。

<https://www.phila.gov/2021-03-29-city-provides-update-on-covid-19-for-monday-march-29-2021/>

(デラウェア州) カーニー知事のメッセージ(3月29日~4月1日)

・4月1日、若者及びアマチュアスポーツでのマスク着用のルールに関して発表。詳細は以下のサイトもご参照ください。

- アイスホッケー、バスケットボール、ラクロス、レスリング、ボクシング、ラグビー等の他者との接触が多く、ハイリスクなスポーツを行う場合、常にマスクを着用。

- 屋外でハイリスクでないスポーツを行う場合は、激しい練習やフィールドでの試合中を除き、常にマスクを着用。

- コーチやスタッフ、審判は常にマスクを着用。

- 屋内でスポーツを行う場合は、常にマスクを着用。(選手だけでなく、コーチやスタッフ、審判も含む)

<https://news.delaware.gov/2021/04/01/governor-carney-updates-covid-19-order/>

・3月30日、4月6日よりワクチン接種の対象を16歳以上の州民へと拡大することを発表。

<https://news.delaware.gov/2021/03/30/covid-19-vaccination-program-will-open-to-delawareans-16-on-april-6/>

・3月29日、屋外での集まりに関する人数制限を緩和。詳細は以下のサイトもご参照ください。

- 消防法上の収容率に関する制限がない屋外での集まりについて、150人まで可。さらに、州保健局に申請の上、許可を得られれば、150人以上の集まりも可。

- 消防法上の収容率に関する制限があり、10万スクエアフィート以上の屋外での集まりについて、収容率50%まで可。150人を超える場合は、州保健局の許可が必要。

- 消防法上の収容率に関する制限があり、10万スクエアフィート以下の屋外での集まりについて、収容率75%まで可。150人を超える場合は、州保健局の許可が必要。

<https://news.delaware.gov/2021/03/29/governor-carney-signs-eighth-revision-to-omnibus-covid-19-order/>

(ウェストヴァージニア州) ジャスティス知事のメッセージ (3月29日~4月1日)
予防接種は現在、16歳以上のすべての住民が利用できます。ただし、65歳以上の住民は、すべてのワクチン接種希望者の接種が完了するまで、優先的に接種されます。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2021/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-announces-West-Virginia%E2%80%99s-vaccine-supply-increasing-to-72,000-weekly-doses.aspx>

(米領バージン諸島) ブライアン知事のメッセージ (3月29日~4月1日)

・3月29日、教会・礼拝所における人数制限を緩和し200人または収容人数の50%のいずれか少ない数を上限とすることを発表。また、観光当局の旅行情報登録ページ

(<https://usvitraportal.com/>) に虚偽の検査結果を提出する事例が見られるとして、そのような行為を行った者には刑事罰が科される可能性があることを発表。

<https://www.vi.gov/governor-bryan-eases-seating-capacity-restrictions-for-houses-of-worship/>

【感染者数等に関する情報】

4月1日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ ニューヨーク州：感染者数 1, 867, 320名、死者数 40, 570名

・ ニューヨーク市：感染者数 836, 581名、死者数 21, 208名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

・ ニュージャージー州：感染者数 914, 422名、死者数 24, 591名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

・ ペンシルベニア州：感染者数 1, 028, 750名、死者数 25, 120名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

・ デラウェア州：感染者数 95, 188名、死者数 1, 559名

<https://myhealthycommunity.dhss.delaware.gov/locations/state>

・ ウェストバージニア州：感染者数 142, 233名、死者数 2, 683名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

・コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 90,096名、死者数 2,115名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・プエルトリコ：感染者数 205,514名、死者数 2,118名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・バージン諸島：感染者数 2,907名、死者数 26名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いします。（電話：212-371-8222）

【ご来館にあたっての留意点】

◎当館では新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に可能な限り安全に領事業務を継続的に御利用いただけるよう、ニューヨーク州及び市当局のガイドライン等を踏まえ、待合室内の過密化防止の観点から予約制をとっておりますのでご注意ください。

◎限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09:30 - 13:00

（ビザ申請受付：12:00-13:00、ビザ交付：9:30-12:00）

予約制の詳細については当館ホームページをご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-12-14.html>

【医療関係情報】

・CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ : <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#)、 18th Floor、 New York、 NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:(212)371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>